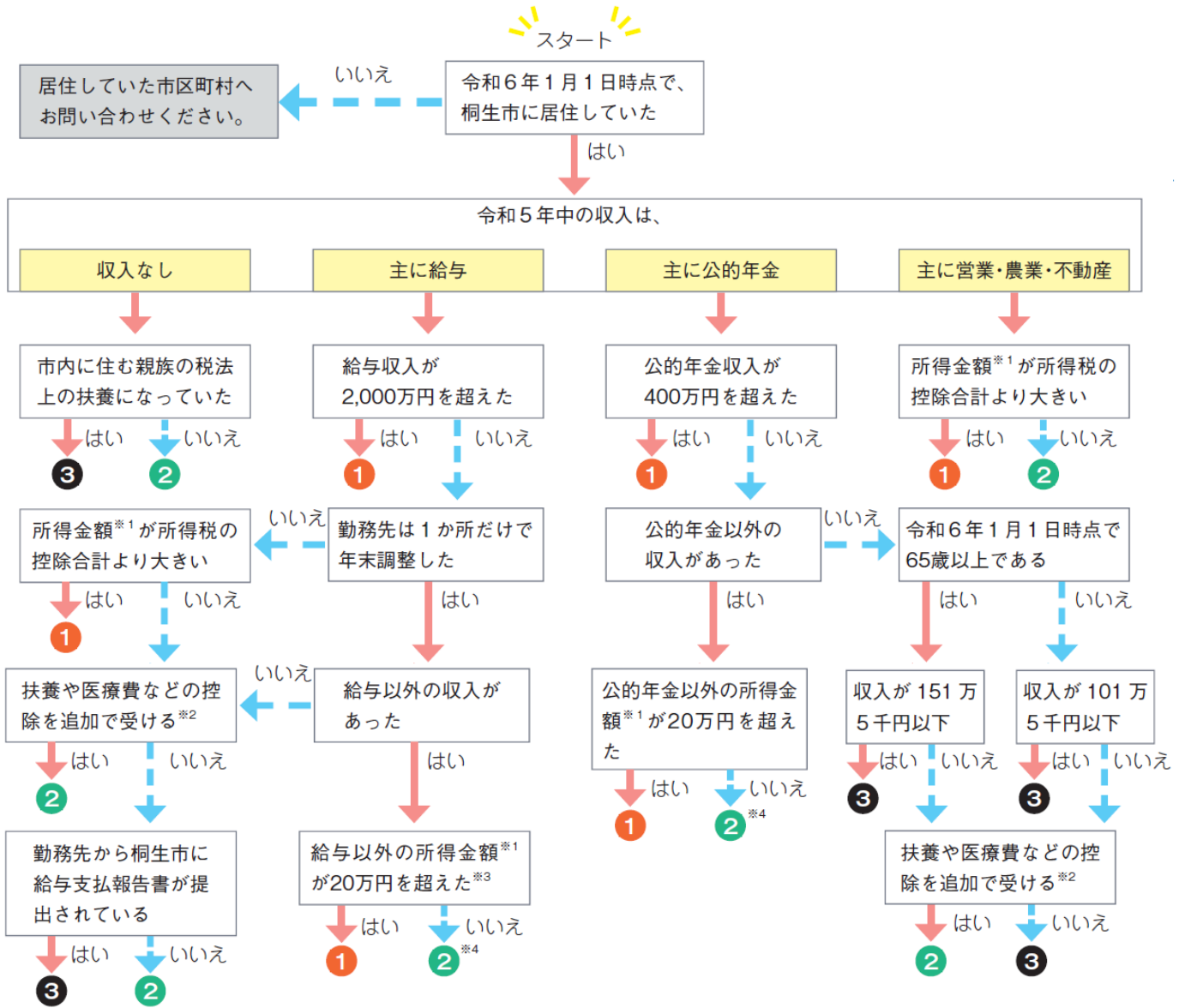


# 令和6年度 市民税・県民税の申告 & 所得税の確定申告 フローチャート



※1 所得金額とは、収入から必要経費を引いた額です。

※2 各種控除の適用には、毎年、年末調整や確定申告、市・県民税申告などが必要です。

※3 目安として「給与収入が75万円を超える」「65歳未満の人で公的年金収入が80万円を超える」「65歳以上の人で公的年金収入が130万円を超える」などがあります。

※4 収入が公的年金と年末調整済みの給与のみで勤務先から桐生市に給与支払報告書が提出されている人で、控除を追加しない人は、申告不要です。

## <判定結果>

<b>1</b>	所得税の確定申告が必要	ただし、所得税額が発生しなければ、市・県民税の申告のみで良い場合があります。 ※所得税の確定申告をすれば、市・県民税の申告は不要です。
<b>2</b>	市・県民税の申告が必要	ただし、源泉徴収税があり、所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。
<b>3</b>	所得税の確定申告や市・県民税申告は不要	ただし、収入がない人で所得課税証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。 年末調整していない給与がある人は、確定申告で所得税の還付を受けられる場合があります。

※所得税の確定申告が必要な場合：国税庁ホームページなどをご確認ください。また、別紙「日程・会場のご案内」の日程と会場に限り、市役所・支所でも所得税の確定申告を受け付けます（一部、市役所で受けられない申告があります）